

代表相続人等指定(変更)報告書

(あて先) 千曲市長

令和 年 月 日

申出人 郵便番号 _____ ー _____
 住 所 _____
 氏 名 _____ ⑩ _____
 T E L (_____) _____ ー _____

被相続人に係る徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項(地方税法施行令第2条第6項)の規定により報告します。

| 区 分 | フリガナ | 生 年 月 日 死 亡 年 月 日 | フリガナ | 被相続人 との続柄 | 相続分 |
|---|-------------------------------------|----------------------|------|--------------|-----|
| | 氏 名 | | 住 所 | | |
| 被相続人 | | 年 月 日生 年 月 日亡 | | / | / |
| 代表相続人 (納税通知書の送付先となる方) | | 明・大・昭・平・令 年 月 日生 | | | |
| その 他 の 相 続 人 (代表相続人を除く 全ての相続人) | | 明・大・昭・平・令 年 月 日生 | | | |
| | | 明・大・昭・平・令 年 月 日生 | | | |
| | | 明・大・昭・平・令 年 月 日生 | | | |
| | | 明・大・昭・平・令 年 月 日生 | | | |
| | | 明・大・昭・平・令 年 月 日生 | | | |
| 登 記 | ① 年 () 月 に相続登記済み ②相続登記未了 (いずれかに○印) | | | | |

注)・遺言書等による指定相続人が民法第900条に規定する法定相続人以外の指定は無効です。

- ・法定相続分について、別紙を参考にしてください。
- ・相続登記が全て完了している場合のみ、「登記」欄の①相続登記済みに記入してください。
- ・口座振替をご利用の場合、来年度以降の納税義務者が変更となりますので、登記完了・未了にかかわらず再度口座振替の手続きが必要になります。
 今後の納税方法については債権管理課 管理収納係までお問い合わせください。

No. _____

(別紙)

法定相続分の割合

| | 配偶者がいる場合 |
|--------------------------------|--|
| 第1順位 (子・孫) | 配偶者：2分の1 子：2分の1 (子が3人の場合、各6分の1) |
| 第2順位 (直系尊属) *父母、祖父 母等 | 配偶者：3分の2 直系尊属：3分の1 (父母とも健在の場合、各6分の1) (父母どちらかが健在の場合、祖父母がいても父母のどちらかが3分の1) |
| 第3順位 (兄弟姉妹) | 配偶者：4分の3 兄弟姉妹：4分の1 (兄弟姉妹が3人の場合、各12分の1) |
| 上記血族がない場合 | 配偶者が全部相続する |

| | 配偶者がいない場合 |
|--------------------------------|--|
| 第1順位 (子・孫) | 子が全部相続する |
| 第2順位 (直系尊属) *父母、祖父 母等 | 直系尊属が全部相続する (父母どちらか健在の場合、どちらかが全部) (父母どちらかが健在の場合、祖父母がいても父母のどちらかが全部) |
| 第3順位 (兄弟姉妹) | 兄弟姉妹が全部相続する (兄弟姉妹が3人の場合、各3分の1) |
| 上記血族がない場合 | 相続人なし |

認知を受けた非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分と同じです。

父もしくは母のみを同じくする兄弟姉妹(半血兄弟姉妹)の相続分は全血兄弟姉妹の相続分の2分の1です。